

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 文部科学省
対象税目	住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉦区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税	
要望項目名	国立研究開発機関制度（仮称）に係る税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>別紙参照</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国立研究開発機関制度（仮称）の創設に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。 今回の税制改正要望については、これに位置づけられる研究機関等の詳細が確定していないため、国立研究開発機関制度（仮称）の創設に向けて中心的に検討を進めてきた文部科学省が各府省を代表して同制度に係る要望を行うものである。 また、今回の税制改正要望に際し、独立行政法人改革全体のとりまとめの観点から内閣官房行政改革推進本部事務局、科学技術に関する総合的な調整機能を有する観点から内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション政策担当）との十分な連携を図ることとする。</p> <p>なお、新たな国立研究開発機関制度（仮称）が創設されるという前提で、今回、新たな制度に対する指定寄附の要望等を行うこととなったため、また、「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」中間報告において現行の研究法人の問題点が指摘されており、現在は新たな国立研究開発機関制度（仮称）の創設を検討している段階であるため、昨年行った平成22年度要望における、現行の研究開発法人の範囲に対しての指定寄附の導入に関する税制改正要望は、今年はや望しないこととする。</p>	
関係条文	<p>住民税 地方税法第25条、第25条の2、第296条 事業税 地方税法第72条の4、第72条の5 不動産取得税 地方税法第73条の3、73条の4 固定資産税 地方税法第348条、349条の3 都市計画税 地方税法第702条の2 事業所税 地方税法第701条の34 自動車税 地方税法第146条 軽自動車税 地方税法第443条 自動車取得税 地方税法第115条 鉦区税 地方税法第179条 水利地益税 地方税法第704条 共同施設税 地方税法第704条 宅地開発税 地方税法第704条</p>	
減収見込額	<p>（初年度） 未定 （ - ） （平年度） 未定 （ - ） （単位：百万円）</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>新たに国立研究開発機関制度（仮称）の創設を通じて、我が国の科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出を図り、将来の我が国の成長又は持続的な発展に貢献する成果を生み出すことを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>＜地域科学技術振興の重要性＞</p> <p>科学技術の振興は、我が国全体の発展の礎であることはもとより、<u>地域が持つ多様性や独自性を活用した研究成果の事業化や企業集積等の進展を通じて、地域の振興に大きな役割を果たしている</u>。国立研究開発機関（仮称）が地域において特色ある取組を自立的に行うことができるよう、地方税について、地域における「知」の拠点である大学等と同等の措置をとることが必要である。</p> <p>＜国立研究開発機関制度（仮称）創設に向けた検討の進展＞</p> <p><u>研究開発力強化法附則、衆参両院の附帯決議及び民主党マニフェストを踏まえ、古川前内閣府副大臣、鈴木文部科学副大臣を主査とし、各府省の副大臣・大臣政務官を構成メンバーとする、「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」において、平成22年4月に中間報告がとりまとめられ、新たな「国立研究開発機関」（仮称）制度の創設が提言された。</u></p> <p>また、平成22年6月に閣議決定された<u>新成長戦略及び同工程表</u>においても、「<u>国立研究開発機関（仮称）制度創設の検討</u>」「<u>公的研究機関改革を加速</u>」「<u>特定分野で世界トップ50に入る研究・教育拠点を100以上構築</u>」が定められている。</p> <p>＜国立研究開発機関（仮称）と国との関係性＞</p> <p>新たに設立される各国立研究開発機関（仮称）は、これまで我が国の研究開発の中核を担ってきた研究開発法人と比べ、<u>国によるトップダウンの意思の一層の反映を可能とするとともに、国にとって特に重要な課題を確実に実施させることを想定しており、極めて高い公共性を有する機関である。</u></p> <p>＜平成22年度税制改正大綱との関係＞</p> <p>平成22年度税制改正大綱においては、『<u>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討します。</u>』と記載されている。</p> <p>また、前述の「研究開発を担う機能強化検討チーム」において、研究開発法人は国立研究開発機関（仮称）のベースであるとともに、同機関に対する寄附を行った企業や個人に対して税制面で今以上の優遇措置が必要であると指摘がなされており、所要の措置を講ずることが求められている。</p> <p>以上を踏まえ、同機関において研究開発機能の一層の強化を図るため、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>※ 個別の国立研究開発機関の在り方については、今後、関係副大臣等で構成される「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」にて、引き続き検討する予定である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	国立研究開発機関（仮称）制度の創設に係る事項については政策体系における明確な位置づけはなされていない
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	未定 （なお、「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」の中間報告では、国立研究開発機関の機能や範囲等については、研究開発法人の範囲をベースとしつつ、今後検討することとしている）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	未定
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、法人税、相続税、登録免許税、印紙税、消費税、地価税その他の関連する税目
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>税制上の措置を講ずることにより、国にとって特に重要な課題について、限られた予算の中で効率的に実施することが可能であり、ひいては各国立研究開発機関（仮称）の研究開発機能の強化につながる。仮に税法上の措置を講じない場合には、研究開発に必要な予算が不足し、科学技術水準の向上及びイノベーションの創出等の政策目的の実現に支障が出る恐れがある。</p> <p>また、税制上の措置に代えて、補助金等其他の政策手段による場合は、各機関において税務処理、納税等の事務が発生する上に、国においても補助金の予算措置、交付等事務が発生することとなり、税制上の措置と比べ、より多くの事務手続き及びこれに伴う国費負担が想定される。</p>
ページ	6—1	

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—